

傷病手当金をご申請なされた皆様へ大事なお知らせ

障害年金が支給された場合、傷病手当金は併給調整の対象となります！

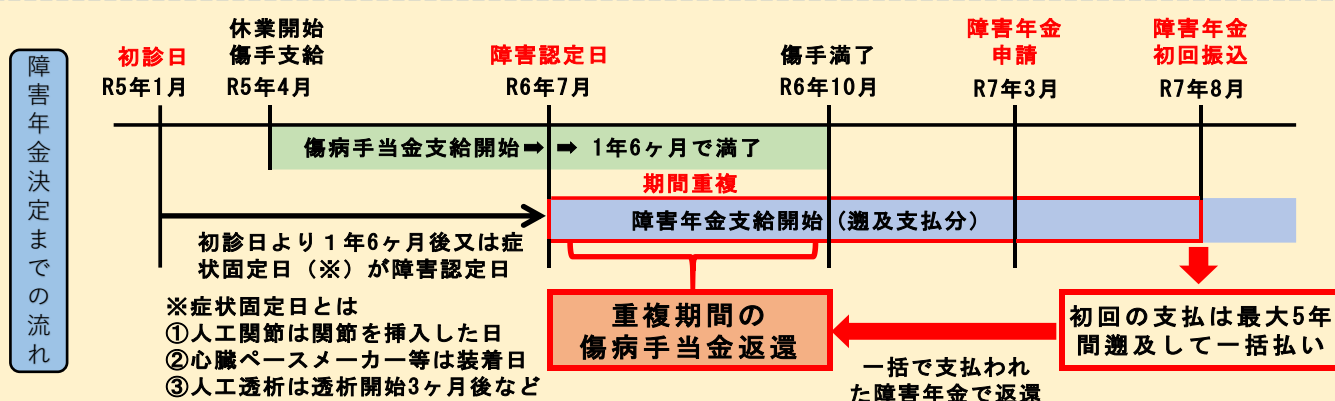
【障害年金の支給が決定したら健保組合までご連絡を】

健康保険の傷病手当金は、労務不能の状態が続いた場合は最長で1年6ヶ月間支給が可能ですが、その疾病の初診日より1年6ヶ月後に「障害年金に該当する状態（下枠参照）」に該当すれば日本年金機構から障害厚生（基礎）年金が支給されます。

この流れにより、傷病手当金が満了した日以後に障害年金の「障害認定日」が認定されれば特に問題はないのですが、傷病手当金の支給開始日より初診日がかなり古い場合は、傷病手当金の支給期間中に障害認定日が認定されてしまい双方の支給期間が長期間重複（下図参照）してしまいます。（障害年金は最大5年間遡及して支払われる）

このことから遡及した障害年金の受給期間と既に支払いを終えている傷病手当金の期間が重複した場合は健康保険法第108条に基づき併給調整の対象となり、既に支払済である傷病手当金の全部または一部を返還していただくことになります。

当健保組合においても、傷病手当金支給者のマイナンバーから障害年金の受給有無について調査を定期的に進めているところですが、現在の疾病で**障害年金を申請される予定の方は、支給決定後に障害年金の障害認定日（遡及のあった支給開始月）を確認いただき、傷病手当金との支給期間が重複した場合は傷病手当金の返還が必要となるため、速やかに倉庫業健康保険組合の給付課（03-3642-8436）までご連絡をお願いいたします。**



【障害年金に該当する状態】※障害者手帳の等級とは異なります

- 障害年金1級**：他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態。身のまわりのことはかろうじてできるものの、それ以上の活動はできない方（または行うことを制限されている方）、入院や在宅介護を必要とし、活動の範囲がベッドの周辺に限られるような方が、1級に相当。
- 障害年金2級**：必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害。例えば、家庭内で軽食をつくるなどの軽い活動はできても、それ以上重い活動はできない方（または行うことを制限されている方）、入院や在宅で、活動の範囲が病院内・家屋内に限られるような方が2級に相当。
- 障害年金3級**：労働が著しい制限を受ける、または、労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態。日常生活にはほとんど支障はないが、労働については制限がある方が3級に相当。

障害年金のご質問はお近くの年金事務所や年金相談センターへ

【年金事務所や年金相談センターの所在地】

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

